



川俣町告示第85号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260号第2項の規定により告示する。

なおこの効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成28年12月7日

川俣町長 古川道郎



1 区域 大字羽田地区の一部

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
羽田	曾利田	羽田	八幡丁	一四の二、一四の四、一四の五、三九
		羽田	広町	一六の二、一六の七